



自治退ニュース

No.268

2015. 3. 26

定価一部20円

(会員の購読料は
会費の中に含む)

発
行
所

東京都千代田区六番町 1 自治労会館 2 F

全日本自治体退職者会
全日本自治体退職者会共済会

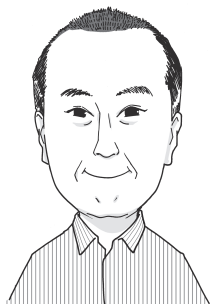
発行人 川 端 邦 彦

03-3262-5546

ホームページアドレス <http://www.j-taishokusha.jp>

自治労、「えさきたかし」の擁立を決定、 自治退も支持

自治労は1月29～30日に開催した第148回中央委員会で、「安倍政権の暴走に歯止めをかけ、自治労の組織力を示すために、全国的な統一对応を基礎に江崎孝（えさきたかし）現参議院議員を民主党から組織内候補として擁立する」ことを決定した。あわせて、今春の統一自治体選挙を参議院選挙につなげる取り組みとして全力で取り組むこととした。



2014年末の野党の隙を突いた唐突な総選挙では、自民党は有権者数を分母にした全国の比例代表得票率で17%しか得票していないにもかかわらず、与党が3分の2以上の圧倒的議席を獲得した。これは投票率の低さと小選挙区という選挙制度が生み出した結果で決して国民が政権に白紙委任をしたものではない。しかし、総選挙時点でも民主党政権の3年間に對する国民の不信が解消されていなかったともいえる。民主党を中心とする野党が再び国民の期待と信頼を獲得して安倍政権の暴走に歯止めをかけるよう全力を尽くすことが求められる。

また、自治労に対する安倍政権や保守政党による敵意ある攻撃は強まっており、これからの1年余の取り組みで状況を転換しない限り、自治労が議員を失うことも現実の危機となっている。

自治労運動は労働組合としての主体的運動と、協力議員をはじめとする政治ネットワークとの連携で前進してきた。自治退にとっても、この間江崎議員の仲介で地公退の総務省要求交渉が蓄積されてきたことが象徴するように自治労組織内議員の存在は不可欠である。すでに参議院選挙は始まっている。自治労とともに参議院選挙の勝利を目指して取り組みをすすめよう。

真っ盛りの自治体選挙

4月12日、4月26日に投票日を迎える統一自治体選挙はすでに白熱している。

各地で自治労組織内候補をはじめ支持する候補の勝利に向けて退職者会員が行動している。退職者会員は多様な意見を持っているが、共通の願いは、社会保障・社会福祉を充実すること、その基盤である平和と健全な経済を維持発展させることにある。

安倍政権の危険な暴走を食い止め、その先に国民に安心な社会をもたらす政権を展望するために、まずこの統一自治体選挙に勝ち抜かねばならない。できることから行動を積み重ねよう。

自治退横浜からのレポート

昨年の定期総会で自治退会長を退任された福田利久さん（自治退顧問）が、今の政治を地方から変える決意に燃えて、自治労横浜組織内候補として横浜南区から市会に挑戦する「いとう純一」の支援者拡大のため、連日ポスター掲示依頼をかねて地域を行脚中です。いわく「ピラ



作りや事務所運営も大切だが、勝利はそこにあるのではなく、足で

歩いて顔を見て話すことにある」。連日若者顔負けの距離を歩いています。この福田さんの行動が自治労横浜退職者会の会員を鼓舞、多くの会員が行動に参加しています。

許せない法人税の引き下げ

2015年度税制改正大綱→税制改正法案閣議決定

私たちは企業に社会的責任を遂行させるため法人税引き下げに反対してきたが、政府は大企業の要請に応じて現在開かれている第189国会に2月17日法人減税を含む税制改正法案を提出した。

法案では、2014年度までの法人税率（国税）25.5%を15年度に23.9%に引き下げ（▲1.6%）とし、地方税と合わせた法人実効税率は、34.62%から15年度に32.11%に引き下げ（▲2.51%）としている。政権は「数年で20%台」に下げる方針を打ち出しており、16年度に31.33%に引き下げ（▲0.78%）を予定している。

このまま進行すれば、消費税引き上げで増加した税収を法人減税の分帳消しにして、企業負担を家計負担に転嫁することになる。

また、野田自民党税調会長は「2015～16年度で4,000億円減税、この間は減税先行。17年度以降は税収中立にする。」と発言し、将来法人税総額は回復させるとしているが信頼性はなく、仮にそうする場合に次に示すように大企業の税負担を中小企業に転嫁することになる。

納税現状と減税の受益者

国税庁の会社標本調査（2012年度）によると、資本金1億円以下の企業約250万社の約7割が法人税を払っていない。一方で企業数全体の1%に満たない資本金1億円超の大企業では6割強が払っており、法人税収8.9兆円のうち65%を納付している。

いいかえれば、法人減税により負担が軽くなる企業は「大企業で、黒字を出している企業」に限られる。（やや古いデータだが、傾向は今と共通）

この減税の穴埋めを法人課税の枠中で賄う方策として、資本金1億円超の大企業が対象となっている法人事業税（地方税）の外形標準課税（給与や資本金などを課税基準にして、赤字企業にも負担を求める仕組み）を資本金1億円以下の中小企業に拡大することが検討されてきた。実施されれば大企業の税負担が中小企業に転嫁されることになっていたが、15年度では「1億円」は変更せず税率引き下げのみとされた。

（法人税内で税収中立にならない場合、他の税目で減税の肩代わりをするか、国債を増発することになる。）

大企業の税負担を家計・中小企業に転嫁する法人税減税、財政健全化と逆行して公債の信頼性を揺るがす法人税減税に反対。

参考：法人税の実効税率

法人税は国税と地方税で構成されており、その全体を示すために「実効税率」という概念がある。

計算式：〔法人税率×（1＋法人住民税率）＋法人事業税率〕÷（1＋法人事業税率）。

この算式は法人所得に対する法人税（国税）、法人事業税・法人住民税（地方税）の税率を合算する場合、事業税が税法上費用（損金）となることからこれを考慮している。

法人事業税は、2004年4月1日以後に開始する事業年度から、資本金1億円超の法人について外形標準課税方式が導入された。

2015年度の年金額改定

2015年度の年金額改定発表

厚労省は1月30日に「基本的に0.9%の引き上げ」とする2015年度の年金額改定を発表した。例年の通り、1月末の金曜日に総務省が前年（暦年）の全国消費者物価指数を公表することにあわせて、年金額の改定を発表したものである。改定時期は4月で、6月に支払われる年金額から受給額が変わる。

今回の改定は、以下のように年金額を決める要素が複数あり、かつそのうちの物価スライド特例解消は最終年度にあたり、受給者の生年によって扱いが異なるなど、例年よりわかりにくい改定になっている。また、各人の年金額は個々の履歴により異なるので、上記の改定率は全ての受給者の引き上げ率とはならない。（もともと各人の退職共済年金（報酬比例）額は1994年、2004年の制度改正前後の算定方法に応じて毎年5つの方式で計算してそのうちで最も高い額をとることとしているため、各人の前年年金額に発表された改定率をかけた金額は目安であって、正確な決定額になるわけではない。）

要素1：基礎となる物価・賃金

既裁定の年金額は基本的に前年の消費者物価指数にあわせて増減する。しかし、「名目手取り賃金変動率」が物価指数より低い場合は賃金変動率にあわせることとされている。今年の数値は物価変動率が+2.7%、名目手取り賃金変動率が+2.3%なので、年金の改定基礎は+2.3%が用いられる。

要素2：物価スライド特例の解消

2000～2002年度にとられた「物価スライド特例措置（物価が下がったが、年金額を据え置いた）」により生じた特例水準と本来水準の差2.5%について、2012年11月に成立した「国民年金法等の改正法」により2013年10月1%、2014年4月1%、2015年4月0.5%削減することが決められた（私たちは、特例水準の解消自体はやむを得ないが、解消は物価上昇と相殺すべきで年金額を引き下げるべきではない、と主張したが強行された。）。既に2%削減は終了し、今回残りの0.5%が削減される。

基礎年金については全受給者等しく0.5%削減になる。

しかし、報酬比例部分については2000（平成12）年制度改定を境に、生年の遅いほうが本来水準が高く解消すべき差が小さいため、以下のように生年によって今年の改定率が異なる。

*昭和11年度以前生まれ：+0.9%（特例水準▲0.5%解消）

*昭和12年度生まれ：+1.3%（特例水準▲0.1%解消）

*昭和13年度以降生まれ：+1.4%（特例水準は2014年度に解消済）

要素3：マクロ経済スライド、初めての発動

2004年制度改定時に導入されたマクロ経済スライドは、物価スライド特例解消が終了した後に発動することとされた。また、憲法の財産権も念頭に名目下限方式がとられた。以後、物価スライド特例が解消されなかったので発動されなかったが、今年最後の0.5%が解消し、初めてマクロ経済スライドが発動される条件になった。

スライド調整率は、平均余命の伸び率（受給者数増）に対応する▲0.3%（定数扱い）と、過去3年の公的年金被保険者数の変動率（保険料支払者の減少）の和とされている。

2011～2013年度の被保険者数減から導かれる調整率は▲0.6%であったため、本年の合計調整率は▲0.9%とされた。（2014年の財

政検証・2015年度予算案検討に当たっては、被保険者数減による調整率は▲0.8%（合計調整率▲1.1%）と見込まれていたが、高齢者雇用が見込みより進んだことにより緩和されたと説明されている。このことは、短時間労働者の年金加入拡大などが進めば、調整率がより緩和されることを示している。）

以上の3要素を合算して、賃金：+2.3%、特例解消：▲0.5%、マクロ経済スライド調整：▲0.9%=+0.9%が本年度の改定率とされたもの。

今後の「デフレ下でのマクロ経済スライド発動」論議に注目

今年度の年金改定は賃金上昇を反映したので、社会保障制度改革国民会議や社会保障審議会年金部会で繰り返し発言された「名目下限を撤廃してデフレ下でも調整発動」は発生しなかった。しかし、来年以降の課題としてマクロ経済スライドの常時発動が必要とする意見は根強い。私たちは現受給世代と将来の受給世代の年金水準を均衡させるために、マクロ経済スライド自体は受け入れるが、制度発足時の約束である名目下限は堅持するよう要求している。

厚労省と与党の調整では、現行制度と名目下限撤廃の中間をとって「毎年調整率を適用するが、名目年金額は前年年金額を下回らない調整にとどめ、調整できなかった分は翌年以降に繰り越して累積させる」方式が検討されていると伝えられている。

今後の法案提出に注目し、受給者の生活権と将来の年金制度安定の双方を見極めて対処することが必要となっている。

新たな退職者を会員にむかえ入れよう
安心総合共済加入を拡大しよう

自治退がおすすめる 安心総合共済

ケガ/賠償責任/携行品損害を補償

年齢制限なし

がん補償(オプション)新設！

70歳まで

2015年8月14日まで中途加入を受付
中途加入の場合も補償期間は2016年3月20日午後4時まで

☐ 会員なら誰でも加入できます

(がん補償のみ告知内容によって加入制限があります)

☐ 個人型、夫婦型より契約タイプを選択

※傷害天災補償ありタイプもあります。

☐ ケガ通院でも1日目から補償

☐ ケガ(死亡・入院・手術・通院保険金)と賠償責任と自宅外の携行品を補償

☐ (オプション)がんと診断された場合、一時金を支払います

☐ 毎月15日までの翌々月20日午後4時より補償

☐ 掛金は始期当月27日に口座振替を致します

詳細については各退職者会もしくは取扱代理店(株)自治労サービス
03-3239-5880までお問い合わせください

「安心総合共済」は、東京海上日動火災保険株式会社の団体総合生活保険のペットネームです。ご加入にあたっては必ずパンフレット、重要事項説明書をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には代理店までお問い合わせください。
引受保険会社：東京海上日動火災保険株式会社（担当課）広域法人部 団体・協同組織室
住所：東京都千代田区三番町6-4 TEL:03-3515-4151 2014年9月作成 14-T-06352